

ハイライト:

- ・消費税法の一部が改正されました！
- ・マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が、いよいよ始まります！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
国境を越えた役務の提供 に対する消費税の取扱い の見直し	1
マイナンバー制度	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第62号では、平成27年度消費税改正に関する内容と来年1月から運用開始となるマイナンバー制度について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



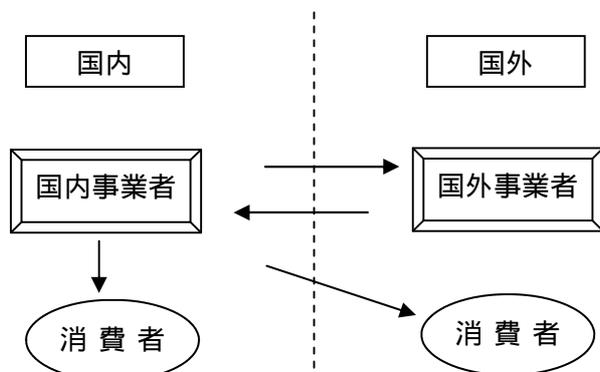
公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

国境を越えた役務の提供に対する消費税の取扱いの見直し

平成27年10月1日以後に行われる取引から以下の改正が適用されます。

1) 電気通信利用役務の提供と消費税の国内・国外判定の見直し

電子書籍・音楽・ソフトウェアの配信や宿泊予約及び飲食店予約サイトなどインターネット等を介して行われる役務の提供について、消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準が、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」から「役務の提供を受ける者の住所地等」に見直されます。結果、改正前後の課税関係は次の通りとなります。



矢印はサービスの提供を表します。

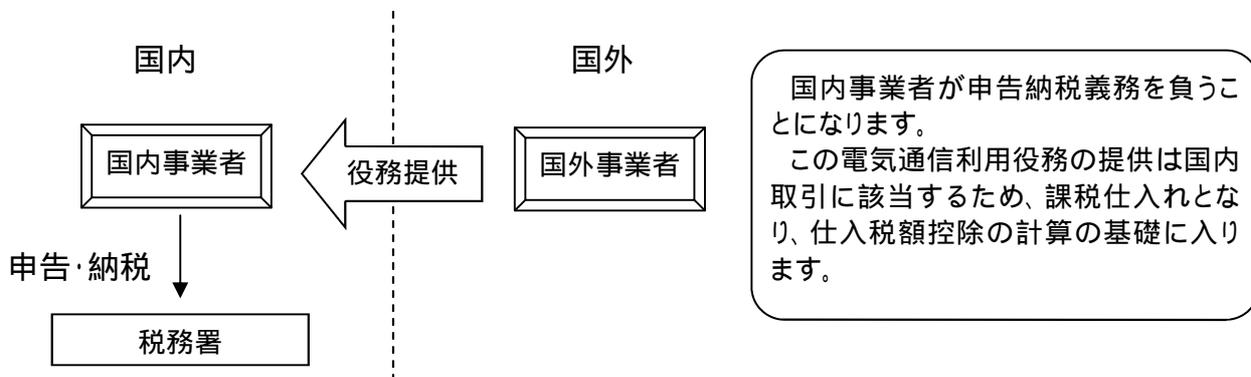
	改正前	改正後
国内取引	課税	不課税
国外取引	不課税	課税
国内取引	課税	不課税
国内取引	課税	課税

国内事業者が国内消費者に対して行う電気通信利用役務の提供である について変更はありませんが、その他の ~ については、国内外判定が変わりますので、注意が必要です。特に現在、輸出取引として扱われる国外事業者及び国外消費者への役務の提供は不課税取引へと改正されます。

2) 課税方式の見直し(リバースチャージ方式の導入)

国外事業者が、国内の事業者に対して行う電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税義務を負うこととなります。先ほどの図でいうと の取引に該当します。

役務の提供を受けた側が申告納税義務を負うこととなるため、「リバースチャージ方式」と言われます。この取引を行う国外事業者は、役務の提供を受ける国内事業者に対し、予め納税義務者となる旨を表示しなければならないこととされています。



ただし、電子書籍や音楽の配信など、役務の提供を受ける者が事業者に限定されるとはいえない取引については、国外事業者が日本の税務署に申告・納税義務を負います。

また、経過措置が置かれており、当分の間は当該課税期間において、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合でもその仕入がなかったものとみなされますので、消費税の申告の際に考慮する必要はありません。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



マイナンバー制度

マイナンバー制度がいよいよ平成28年1月1日から運用開始されます。

広告媒体でキャラクターのうさぎの「マイナちゃん」の姿を見かけることも多くなりました。現時点でとりあえず気をつけておくべきポイントは次の通りです。

マイナンバーは平成27年10月から個人の住民票の住所に簡易書留で届きます。現在の住所に住民票を移していないとマイナンバーを確実に入手出来ない恐れがあります。従業員の方(扶養も含む)にその旨告知しておきましょう。

源泉徴収票や支払調書など、マイナンバーを利用すると思われる業務を洗い出ししておきましょう。そして、必要な方からマイナンバーを入手できるように予め準備しておきましょう。例えば、顧問弁護士・顧問税理士、大家さんからもマイナンバーの情報を入手する必要があります。

社内でのマイナンバーの取扱いに関するルール作りを検討しておきましょう。マイナンバーの取扱事務に関する規則または手順等を明確にするため、取扱規程の整備を行うことが義務づけられています。

具体的にどの書類にマイナンバーを記載しなければならないかについて、社会保障関係は

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
税務関係については

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
において情報提供されています。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp